

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にあります。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国で最悪の水準です。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする「子どもの貧困対策推進法」が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定して2年が経ちます。地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めていますが、大半の自治体はその基礎となる実態調査を行っていないのが実態です。

経済的貧困は、生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長、発達、学力、進学、家族関係、人間関係、精神保健など、さまざまに影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深くかかわります。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要があります。

よって、子どもの貧困対策の推進と強化のため、政府に対し、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望します。

記

- 1 生活保護基準の引き下げにより子育て世帯での保護費が最も下がったことから、生活保護基準の引き下げを中止するとともに、子育て世帯や就学援助に影響しないよう、財政支援を強化すること。
- 2 子どもの医療費助成制度を全国一律の制度として早急に整えること。
- 3 公営住宅法施行令にならい、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料など所得基準のある給付やサービスについて寡婦（寡夫）控除が適用されるように所得税法を改正すること。
- 4 地方自治体が「子どもの貧困」把握のための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うこと。また、地方自治体の調査、取り組みなどのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。
- 5 子どもの貧困解消に取り組むNPO法人などが地域で行っている子ども食堂、学習支援などの活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については、真に有効な活用ができるよう、あり方を見直すこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年10月14日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（少子化対策）
衆議院議長
参議院議長

宛て